

(趣旨)

**第1条** この条例は、本市の公益に寄与し、市政の振興発展に特に功績顕著なものの表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

**第2条** 表彰の種類は、功労者表彰及び善行者表彰とする。

(功労者表彰)

**第3条** 功労者表彰は、本市の公共福祉の増進又は教育、文化等市の振興発展に寄与し、その功績が顕著であるものとして、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について市長が行う。

- (1) 市長として4年以上在職した者
- (2) 助役、副市長又は収入役として8年以上在職した者
- (3) 教育長として9年以上在職した者
- (4) 市議会議長又は副議長として4年以上在職した者
- (5) 市議会議員として12年以上在職した者
- (6) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の5第1項及び第3項に規定する委員会の委員又は監査委員として12年以上在職した者
- (7) 市消防団員として30年以上在職した者のうち、分団長以上の階級を5年以上務めたもの
- (8) 法令(条例及び規則を含む。)の規定に基づき国、福岡県又は本市の機関から任命され、又は委嘱された委員等(第6号に掲げるものを除く。)として、永年にわたり尽力し、貢献した者
- (9) 市民の福祉の増進、教育文化の向上若しくは産業経済の発展に寄与した団体又は福祉施設(本市の公の施設として設置されたものを除く。)の長として、永年にわたり尽力し、貢献した者
- (10) 教育、文化及びスポーツの振興発展に貢献した個人又は団体
- (11) 永年にわたり地道に業務に精励し功労のあった者であって、市民の模範となると認められるもの
- (12) 前各号に定めるもののほか、地方自治、保健福祉、社会福祉、産業経済、教育、文化及びスポーツの分野において市長が特に表彰することが適当であると認める個人又は団体

2 前項第3号の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する

法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第2項の規定により任命された教育長として在職した期間については、当該在職した期間に4分の3を乗じて得た期間を教育長として在職した期間とみなして、同号の規定を適用する。

（善行者表彰）

**第4条** 善行者表彰は、次の各号のいずれかに掲げる個人又は団体であつて、その功績が顕著であるものについて市長が行う。

（1）市の公益のため多額の金品を寄付した個人又は団体

（2）災害防止、人命救助その他の善行が広く市民の模範となるものと認められる個人又は団体

（表彰の方法）

**第5条** 表彰を受けるものには、表彰状及び記念品を授与する。

2 表彰を受ける者が当該表彰前に死亡したときは、その遺族に表彰状及び記念品を授与する。

（表彰の時期）

**第6条** 功労者表彰及び善行者表彰は、毎年1回行う。ただし、特別の事情があるときは、随時行うことができる。

（補則）

**第7条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成14年度分の功労者表彰及び善行者表彰に限り、当該年度前5年度分に係る当該功労者表彰及び善行者表彰を受けるべきものについて、これを行うものとする。

付 則（平成19年3月31日条例第60号抄）

（施行期日）

**第1条** この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月31日条例第53号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。